

(証券コード 5279)
2024年5月30日

株 主 各 位

香川県さぬき市志度4614番地13

日本興業株式会社

代表取締役会長兼社長 多 田 綾 夫

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nihon-kogyo.co.jp>



(上記当社ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認下さい。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5279/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本興業」または「コード」に当社証券コード「5279」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧情報/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。)

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいます、お手数ながら議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、保護シールを議決権行使書にお貼り付けいただき、2024年6月20日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご送付いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 香川県さぬき市志度4614番地13
日本興業株式会社 本社 R&Dプラザ「ギャラリウム」
（末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項

●報告事項

1. 第69期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第69期連結計算書類監査結果報告の件

●決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。

- ①.事業報告の「7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ②.連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ③.連結計算書類の「連結注記表」
- ④.計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑤.計算書類の「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ~~~~~

第 69 期 事 業 報 告

(2023年 4月 1日から)
(2024年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和され、社会・経済活動の正常化が進んだものの、不安定な国際情勢や円安を背景に、原材料価格やエネルギーコストの高騰の影響が残るなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループ（当社および子会社）の需要先である建設業界では、公共事業については、「国土強靱化」や「防災・減災」などの重点施策に予算が配分され、コスト高騰に対する価格転嫁も進んだことなどから好調に推移しました。一方、民間建設投資については、住宅市場における2023年の新設住宅着工戸数が3年ぶりに減少したものの、堅調な企業の設備投資意欲などを背景に底堅く推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、販売部門においては、現場の省力化や生産性向上のためのプレキャスト化を訴求すべく、役所や建設コンサルタントに向けた提案営業や新規顧客開拓を鋭意推進し、受注獲得に努めてまいりました。また、開発・設計部門の支援による3次元データ等のデジタル技術を駆使しながら、高付加価値製品の拡販や難易度の高い特注物件の受注にも注力いたしました。加えて、原材料価格やエネルギーコストの高騰に対処すべく、販売価格の適正化にも取り組んでまいりました。

一方、生産部門においても、原材料価格やエネルギーコストの高騰の影響を抑制すべく、生産性の向上をより一層推進し、協力会社との連携も強化しながらさらなる原価の低減を推し進めるなど、グループ一丸となって収益の向上に努めてまいりました。

また、地域戦略として、東日本地区における土木資材製品の拡販によるシェア獲得に努めるとともに、連結子会社の葉月工業株式会社（鹿児島県鹿児島市）との連携により、九州地区における本格的な事業展開に向け検討を進めてまいりました。加えて、優れた耐久性・安全性に加え、既存の工法にない排水機能をもつ補強土擁壁工法「スリットウォール工法」を事業譲受し、山間部や宅地造成等の法面や盛土の安全・安心確保に向けた提案工法として全国展開すべく対応を進めてまいりました。さらには、脱炭素化についても重要な経営課題と位置づけ、2023年4月に新設の「サステナビリティ推進室」を中心とした取組みを加速化すべく、カーボンニュートラルに向けた低炭素型素材・製品の開発や再生可能エネルギーの導入など、具体的な施策を推し進めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、土木資材事業が大型物件工事の進捗により好調に推移するとともに、葉月工業株式会社の業績を連結の範囲に含めたことで、売上高は136億73百万円（前年比20.6%増）となりました。

利益面については、増収や高付加価値製品の拡販効果に加え、販売価格の適正化の進捗などにより、営業利益は4億14百万円（前年比47.6%増）、経常利益は4億64百万円（前年比43.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億95百万円（前年比48.6%増）となりました。

当期の期末配当金につきましては、去る4月30日開催の取締役会におきまして、1株につき30円（普通配当30円）とさせていただきます。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

（セグメント別売上高の状況）

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比増減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
土 木 資 材 事 業	7,300	64.4	9,617	70.3	2,316	31.7
景 観 資 材 事 業	2,972	26.2	3,087	22.6	114	3.8
エ ク ス テ リ ア 事 業	1,062	9.4	968	7.1	△93	△8.8
合 計	11,336	100.0	13,673	100.0	2,337	20.6

（土木資材事業）

国や地方の推進する「国土強靱化」や「防災・減災」、「流域治水」などの重点施策への対策を強化するとともに、建設現場における生産性向上や工期短縮化に向けたプレキャスト化への提案を強力に推し進めた結果、主力のボックスカルバートを始め、側溝などの道路用製品が堅調に推移したほか、関西地区において、港湾施設のメンテナンスに向けた高耐久性の走行路版および港湾関連製品や、高速道路の橋脚に用いられる高耐久性埋設型枠「SEEDフォーム」などが売上を伸ばし、加えて、葉月工業株式会社の業績を連結の範囲に含めたことで、当セグメントの連結売上高は96億17百万円（前年比31.7%増）となりました。

新製品としては、港湾事業向けとして、荷役車両などの重荷重に対応でき、現場打ちと比較して急速施工が可能でメンテナンス性にも優れるプレキャスト型のコンテナマットや、フェンス支柱孔を設け、天端部の斜め加工によりあらゆる縦断勾配への対応が可能な軽重量のL型擁壁「フェンセルウォール」などを開発いたしました。また、素材開発においては、セメント使用量を抑制し産業副産物である高炉スラグ微粉末に置換することで、通常コンクリートと同等の性能を維持しつつCO₂排出量を半減可能な環境配慮型コンクリート「Necoコンクリート」を開発し、当社の既存製品への展開を推し進めました。

(景観資材事業)

駅前や公園・商業施設の整備・再開発事業に係る大型物件の受注に向けて、豊富な製品ラインナップと当社オリジナルの特注対応力を活かした提案営業を推進し受注獲得に努めたことで、主力のバリアフリーペイブや透水タイプの舗装材はやや伸び悩んだものの、特注ベンチを始めとする高付加価値の擬石ファニチュア製品などが売上を伸ばした結果、当セグメントの連結売上高は30億87百万円（前年比3.8%増）となりました。

新製品としては、視覚障がい者誘導用ブロックの両側面に配置することで、誘導用ブロックとの輝度比を長期にわたり保ち、かつ景観にも優しい「カラーサポートブロック」を開発したほか、景観性を重視したデザインペイブに、幅広い施工パターンが可能な長尺タイプをアイテム追加いたしました。また、前年度に開発した重車両対応型ブロック「ニューロッキングブロック」について、現場施工のフォローを行い、今後の港湾事業における製品展開に道筋をつけたほか、デジタル技術を製品設計や型枠製作に援用した擬石ファニチュアやグラフィックコンクリート等の特注物件対応に鋭意取組み、ラインナップの拡充を図りました。

(エクステリア事業)

水まわり製品を中心に新製品の投入や品揃えの強化によりラインナップの拡充を図り、エクステリア製品の販売を担当する連結子会社のニッコーエクステリア株式会社において、ハウスマーカーを中心に提案営業を推し進め拡販に取り組んだものの、主力の立水栓を始めとするガーデン関連製品が伸び悩み、その他の製品も振るわなかったことで、当セグメントの連結売上高は9億68百万円（前年比8.8%減）となりました。

新製品としては、カーボンニュートラルやヒートアイランド現象緩和に向けた取組みの一環として、CO₂の吸収・固定化に優れた苔（スナゴケ）を用いた緑化ボードを開発したほか、立水栓の排水口として設置されるフラットパンについて、本体内部に着脱可能な人工芝を配することで、周囲の人工芝とコーディネート可能なアイテムを追加いたしました。また、立水栓やガーデンシンクのラインナップ強化に取り組みました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢は、緩やかな回復基調が維持すると予想されるものの、不安定な国際情勢や円安の持続を起因とする原材料価格やエネルギー価格の高騰が懸念されるなど、引続き不透明な状況で推移するものと予想されます。一方、当社グループの需要先である建設業界においては、官需、民需ともに引続き堅調に推移するものと見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは、「サステナビリティ」を経営課題の中核に掲げ、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）の基盤ともいえる「三方よし」の精神をグループ全体に浸透させながら、基本戦略である「収益性向上」「サステナビリティ取組み加速化」「人的資本活性化」に鋭意取り組んでまいります。

具体的には、国の進める「国土強靱化」を始め、「防災・減災」「流域治水」「維持・補修」などの重点テーマや建設現場の生産性向上へのソリューションとして、プレキャスト化のメリットをユーザーに訴求しながら地域の需要や特性に応じた提案を推し進めるとともに、当社オリジナルのカスタマイズ技術を駆使した高付加価値の製品・工法の開発と拡販に注力し、シェアおよび収益の拡大を目指してまいります。また、需要ボリュームの大きい関東地区における販売拡大や、連結子会社の葉月工業株式会社を起点とした法面保護補修事業の拡大ならびに九州地区での当社事業の早期展開を目指してまいります。加えて、今後も予想される原材料価格やエネルギーコストの高騰への対策として、生産部門を始めとするあらゆる部門で管理強化と効率化によるコスト低減を図るとともに、販売価格の適正化も推し進めることで、利益の創出を図ってまいります。

サステナビリティへの取組みについては、「サステナビリティ推進室」が中心となり、脱炭素型製品の開発・生産・販売を始め、再生可能エネルギーの採用やブルーカーボンへの取組み等を推し進め、2040年までのカーボンニュートラル実現を目指すとともに、ウェルビーイングやBCP（事業継続計画）およびコンプライアンス等の拡充にも注力することで、当社グループの持続可能性も高めながら、サステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

また、当社は人的資本の活性化がグループ全体の持続的成長に不可欠であると認識しており、社員一人ひとりの能力開発・成長により生産性向上を促進すべく、女性社員の活躍推進を始め、教育・研修の充実や健康経営への取組み強化、リスクリングの促進等を通じて、成長戦略を具現化してまいります。

一方、東京証券取引所より要請の「資本コストと株価を意識した経営の実現に向けた対応」についても重要な経営課題のひとつと位置づけ、現在策定中の中長期経営計画における成長戦略に基づき持続的に収益性を高めていくとともに、株主還元の充実ならびにステークホルダーとの対話を一層拡充することで、ROE（自己資本利益率）およびPBR（株価純資産倍率）の向上に努めてまいります。また、企業提携基本契約を締結中の積水樹脂株式会社との関係も、経営の独立性は維持しつつも、お互いの事業上の強みを活かしながらパートナーシップの強化を図り、企業グループ全体の成長に寄与してまいります。

以上のような施策を当社グループが一丸となって取り組むことで、中長期的な企業価値向上と持続的成長を図りながら、経営理念である「美しく豊かな環境づくり」の実現に向けて鋭意挑戦してまいります。株主の皆様におかれましては、なにとぞ格別のご理解をいただき、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、7億3百万円で、主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備 (当社)

土木資材事業

土木型枠一式

景観資材事業およびエクステリア事業

志度工場 太陽光発電設備の設置
志度工場、北関東工場 生産設備の更新

- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

上記の設備投資の必要資金は、自己資金を充当したほか、型枠、OA機器、車両などについてはリースを活用いたしました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度 第66期	2021年度 第67期	2022年度 第68期	2023年度 第69期(当期)
売上高(百万円)	12,229	11,768	11,336	13,673
経常利益(百万円)	480	420	323	464
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	327	273	198	295
1株当たり当期純利益(円)	112.96	94.33	68.61	101.93
総資産(百万円)	14,020	13,760	15,207	15,618
純資産(百万円)	7,016	7,161	7,484	7,660

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業の内容
ニッコーエクステリア株式会社 (連結子会社)	90	100	建築資材の販売 造園工事の設計・施工
株式会社サンキャリー (連結子会社)	10	100	貨物取扱、配送センターの管理・運営 型枠製作、鉄筋加工品の製造・販売
葉月工業株式会社 (連結子会社)	10	100	法面保護工事業

(注) 当社は2024年2月26日付で葉月工業株式会社の発行済株式を追加取得し、これにより同社は当社の完全子会社となりました。

② その他の企業結合の状況

積水樹脂株式会社は、当社の株式を690千株（出資比率22.52%）所有しており、当社は同社と企業提携基本契約（業務提携、人材提携および資本提携）を締結しております。

(7) 主要な事業内容

当社の企業集団は当社および子会社3社で構成され、コンクリート二次製品の製造・販売ならびにこれらに付帯する輸送、工事請負などの事業活動を行っております。

当社グループの事業内容および当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

土木資材事業……………公共事業向けのボックスカルバート、ヒューム管、重圧管、L型擁壁ほか水路用・道路用・農林用・下水道用製品などであり、当社が製造・販売しております。また、子会社の葉月工業株式会社は、主に法面保護工事業を行っております。

景観資材事業……………パブリックスペース向けのコンクリート舗装材、擬木、擬石などであり、当社が製造・販売しております。

エクステリア事業……………民間住宅向けのガーデン製品、積みブロックなどであり、当社が製造・販売しております。また、子会社のニッコーエクステリア株式会社は当社製品の一部を全国に販売しており、当社は同社の取扱い商品の一部を仕入れております。

子会社の株式会社サンキャリアは当社製品の運送手配および出荷業務を行っております。また、同社は、当社グループの製品製造に係る型枠製作および鉄筋加工品の製造・販売も行っております。

当社はその他の関係会社である積水樹脂株式会社と企業提携基本契約を締結しており、同社から合成樹脂と金属の複合製品などを仕入れ、当社製品を同社へ販売しております。また、同社の子会社である積水樹脂アセットマネジメント株式会社から資金の借入を行っております。

(8) 主要な営業所および工場

当 社	本 社	香川県さぬき市
	営 業 所	四国（香川県）、中国（岡山県）、兵庫、大阪、名古屋、関東（東京都）、北関東（茨城県）、東北（宮城県）
	工 場	高松（香川県）、徳島（徳島県）、志度（香川県）、長尾（香川県）、柵原（岡山県）、北関東（茨城県）、兵庫（兵庫県）、茨城（茨城県）
ニッコーエクステリア株式会社	本 社	香川県さぬき市
	営 業 所	西日本（香川県）、東日本（埼玉県）
株 式 会 社 サ ン キ ャ リ ー	本 社	香川県さぬき市
	営 業 所	四国（香川県）、関東（茨城県）
	工 場	三木（香川県）、多和（香川県）
葉 月 工 業 株 式 会 社	本 社	鹿児島県鹿児島市

(9) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減数（名）
土 木 資 材 事 業	240	7
景 観 資 材 事 業	95	7
エ ク ス テ リ ア 事 業	20	△5
全 社 共 通	45	7
合 計	400	16

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 土木資材事業、景観資材事業およびエクステリア事業の人員は、それぞれ当該事業の事業本部、工場、営業、開発および技術に関する業務に従事する人員であります。

3. 全社共通の人員は、主に当社の管理部門の人員であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,340
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	605
株 式 会 社 香 川 銀 行	529
株 式 会 社 中 国 銀 行	448
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200
株 式 会 社 常 陽 銀 行	100
農 林 中 央 金 庫	50

(注) 借入金残高は、長期借入金および短期借入金の合計額であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,895,632株（自己株式168,568株を除く）
- (3) 株主数 1,530名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
積 水 樹 脂 株 式 会 社	690,000	23.83
ニ ッ コ ー 共 栄 会	305,800	10.56
ニ ッ コ ー 持 株 会	147,512	5.09
U B E 三 菱 セ メ ン ト 株 式 会 社	111,320	3.84
株 式 会 社 伊 予 銀 行	78,300	2.70
ア サ ノ 産 業 株 式 会 社	72,328	2.50
中 山 盛 雄	67,240	2.32
株 式 会 社 香 川 銀 行	52,500	1.81
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	43,300	1.50
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	41,000	1.42

- (注) 1. 当社は、自己株式 168,568株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2024年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
多田綾夫	代表取締役会長兼社長	
白木渡	取締役	国立大学法人香川大学委嘱講師
菊池友幸	取締役	積水樹脂株式会社 取締役兼執行役員 財務・IR担当 第二事業本部長 住建事業部長
山口芳美	取締役常務執行役員 管理部門管掌 総務人事部長	
乗松伴成	取締役執行役員 事業本部長 景観資材事業部 事業部長	
一條岳	取締役執行役員 事業本部 副本部長 事業戦略室長	
久保淳	取締役執行役員 経営管理部長 DX推進管掌	株式会社サンキャリア代表取締役社長
金子弘朗	取締役執行役員 東日本支店長 北関東営業所長	
川人秀昭	常勤監査役	
稲葉佳正	監査役	積水樹脂株式会社 常勤監査役
谷真澄	監査役	谷真澄税理士事務所 税理士

- (注) 1. 2023年6月23日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって、福井彌一郎氏ならびに仙頭靖夫氏が取締役を、多田章人氏ならびに新名均氏が監査役をそれぞれ退任いたしました。
2. 2023年6月23日開催の第68期定時株主総会において、菊池友幸氏ならびに一條岳氏が新たに取締役に、稲葉佳正氏ならびに谷真澄氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 取締役白木渡氏ならびに菊池友幸氏は、社外取締役であります。
4. 監査役稲葉佳正氏ならびに谷真澄氏は、社外監査役であります。
5. 監査役稲葉佳正氏は、積水樹脂株式会社において、経営管理および監査全般に係る豊富な経験を有しており、財務および会計ならびに監査に関する相当程度の知見を有しているものであります。
6. 監査役谷真澄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計ならびに税務に関する相当程度の知見を有しているものであります。
7. 当社は、取締役白木渡氏ならびに監査役谷真澄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等に関する事項

① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 数	報酬等の種類別の額		計
		固定報酬	業績連動報酬等	
取 締 役	9名	33,525千円	7,140千円	40,665千円
監 査 役	3名	10,650千円	—	10,650千円
計	12名	44,175千円	7,140千円	51,315千円

(注) 1. 上記には、使用人兼務役員の使用人分給与相当額（賞与含む）37,275千円は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、連結売上高および連結経常利益の対前年伸長率ならびに企業年次計画の達成率を業績指標として、各役員による全社的経営課題や担当部門に係る課題への貢献度等、定性的要素も勘案して業績連動報酬額を決定しております。当該業績指標は、当社グループにおける成長性、収益性や生産性の向上度合を経営成果として測定・評価するのに最適であると判断し選定しております。なお、業績連動報酬は、当連結会計年度の当該業績指標の実績をベースに、定性的要素や過去の支給実績等も加味して算定しております。当連結会計年度に係る当該業績指標に関する実績は次のとおりであります。

業績指標	企業年次計画		実 績		
	金 額 (百万円)	対前年 伸長率 (%)	金 額 (百万円)	対前年 伸長率 (%)	達成率 (%)
(連結) 売上高	13,300	17.3	13,673	20.6	102.8
(連結) 経常利益	430	32.7	464	43.3	108.0

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第42期定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

監査役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第42期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は次のとおりであります。

基本報酬は、役位や職責、在任年数に応じた月例の固定報酬として支給しており、業績連動報酬については、各事業年度における連結売上高および経常利益の対前年伸長率ならびに企業年次計画の達成率を主要な指標と定め、各業務執行取締役による全社的経営課題や担当部門に係る課題への貢献度等、定性的要素も総合的に勘案し、賞与として当該事業年度終了後の一定の時期に支給することとしております。また、業務執行取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模の他社の動向等を踏まえて決定することとし、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成としております。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみ支給することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役多田綾夫氏に対し、取締役の個人別の報酬等に係る内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等のみならず各取締役による全社的経営課題や担当部門に係る課題への貢献度等の定性的要素も総合的に勘案し評価を行うには、代表取締役が最適であると判断したためであります。なお、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役は、管理部門管掌担当取締役の策定した原案を検討の上、取締役の個人別の報酬の内容を決定しております。なお、2024年3月14日開催の取締役会の決議により、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を尊重して決定しなければならないこととしております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役、監査役ならびに執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するもので、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は填補の対象外としております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役白木渡氏は、国立大学法人香川大学委嘱講師であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役菊池友幸氏は積水樹脂株式会社の取締役兼執行役員であり、監査役稲葉佳正氏は積水樹脂株式会社の常勤監査役であります。同社は当社の株式を持株比率で23.83%（690千株）所有しており、当社は同社と企業提携基本契約（業務提携、人材提携および資本提携）を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	白木 渡	取締役会13回開催のすべてに出席いたしました。主に、リスク管理に関する観点から発言を行っており、防災や危機管理などの専門分野に係る知見に基づいた監督、助言等を行うことで、当社経営における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	菊池 友幸	2023年6月に取締役就任以降開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。主に、経営管理に関する観点から発言を行っており、財務会計や経営管理に係る豊富な経験に基づいた監督、助言等を行うことで、当社経営における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	稲葉 佳正	2023年6月に監査役就任以降開催された取締役会10回、監査役会10回開催のすべてに出席いたしました。主に、財務および会計ならびに監査に係る豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社経理および内部監査について適宜発言を行っております。
監査役	谷 真澄	2023年6月に監査役就任以降開催された取締役会10回、監査役会10回開催のすべてに出席いたしました。主に、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社財務および内部監査について適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役白木渡、菊池友幸ならびに社外監査役稲葉佳正、谷真澄の各氏と締結しておりますが、概要は以下のとおりであります。

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として賠償責任を負うものとする。

④ 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額等

支給人数	報酬等の種類別の額		親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
	固定報酬	業績連動報酬等	
5名	6,000千円	—	—

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人有限責任監査法人トーマツと締結しておりますが、概要は以下のとおりであります。

会計監査人は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として賠償責任を負うものとする。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 32,700千円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32,700千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区別しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積等が適切であるかどうか必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(6) **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社は、会計監査人が会社法第340条に規定する解任事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、監査役会において株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化を図るとともに株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の重要課題と考えております。また、今後も予断を許さない経営環境のなかで、収益力を強化するとともに内部留保の充実も考慮した剰余金の配分に努めてまいります。

内部留保の用途につきましては、今後の生産設備の拡充やDX化を始め、既設生産・加工設備の合理化・省力化のための設備投資や製品開発投資ならびに新情報・物流システムの開発による販売強化、事業拡大のためのM&Aなどへの資金需要に充てる一方、借入金の返済を進めるなど、有効な活用を図る所存であります。

また、自己株式の取得につきましても、当社の財務状況や株価の推移などを勘案しつつ、必要に応じて適切に対応していく予定であります。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

単位：千円（単位未満切捨）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,185,384	流 動 負 債	6,642,985
現金及び預金	1,454,460	支払手形及び買掛金	1,272,322
受取手形、売掛金及び契約資産	3,174,600	電子記録債権	1,646,503
電子記録債権	1,497,826	短期借入金	2,420,208
商品及び製品	1,411,327	リース債権	168,213
仕掛品	99,836	未払法人税等	114,164
未成工事支出金	102,301	未払消費税等	145,499
原材料及び貯蔵品	368,761	未払費用	237,716
その他	78,570	賞与引当金	179,674
貸倒引当金	△2,300	役員賞与引当金	11,121
固 定 資 産	7,433,608	工事損失引当金	9,272
有 形 固 定 資 産	6,105,831	その他	438,289
建物及び構築物	979,266	固 定 負 債	1,315,142
機械装置及び運搬具	691,136	長期借入金	852,599
土地	3,906,909	リース債権	256,807
リース資産	386,526	繰延税金負債	104,358
その他	141,993	その他	101,378
無 形 固 定 資 産	231,527	負 債 合 計	7,958,127
投資その他の資産	1,096,249	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	665,098	株 主 資 本	7,229,627
退職給付に係る資産	303,223	資本金	2,019,800
繰延税金資産	27,750	資本剰余金	1,984,603
その他	100,177	利益剰余金	3,316,655
資 産 合 計	15,618,993	自己株式	△91,431
		その他の包括利益累計額	431,237
		その他有価証券評価差額金	328,222
		退職給付に係る調整累計額	103,014
		純 資 産 合 計	7,660,865
		負債・純資産合計	15,618,993

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

単位：千円 (単位未満切捨)

科 目	金 額	
売上高		13,673,182
売上原価		10,911,387
売上総利益		2,761,795
販売費及び一般管理費		2,347,525
営業利益		414,269
営業外収益		
受取利息	3,614	
受取配当金	17,058	
受取賃貸料	13,457	
工業所有権実施許諾料	4,763	
物品売却益	14,335	
雑収入	18,171	71,401
営業外費用		
支払利息	16,058	
賃借費用	5,283	
雑損	104	21,446
経常利益		464,224
特別利益		
固定資産売却益	229	
補助金収入	12,655	12,884
特別損失		
固定資産除却損	907	
固定資産圧縮損	12,655	13,562
税金等調整前当期純利益		463,546
法人税、住民税及び事業税	142,522	
法人税等調整額	13,341	155,864
当期純利益		307,682
非支配株主に帰属する当期純利益		12,528
親会社株主に帰属する当期純利益		295,153

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

単位：千円 (単位未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,095,867	流動負債	6,464,111
現金及び預	878,148	支払手形	413,808
受取手形	928,684	電子記録債	1,619,170
電子記録債	1,640,170	買掛金	617,178
売掛金	1,769,598	短期借入金	2,000,000
商品及び製	1,368,030	1年内返済予定の長期借入金	420,208
品	91,388	リース債	164,938
仕成工事支出	4,580	未払	245,020
材料及び貯蔵	342,602	未払費用	166,694
前払費	17,056	未払法人税等	80,673
その他の	56,257	未払消費税等	113,672
貸倒引当金	△650	預り金	312,197
固定資産	8,081,424	賞与引当金	140,900
有形固定資産	5,884,219	役員賞与引当金	7,140
建物	692,607	設備関係支払手形	15,324
構築物	216,435	設備関係電子記録債	44,940
機械及び装	626,298	設備関係未払	60,960
車両運搬具	18,567	返金の負債	30,418
工具、器具及び備	49,272	その他	10,866
土地	3,845,025	固定負債	1,229,813
りース資産	380,641	長期借入金	852,599
建設仮勘定	55,370	リース債	253,608
無形固定資産	160,309	繰延税金負債	59,235
借地権	114,689	長期未払金	7,977
ソフトウェア	31,706	長期預り金	56,393
その他の	13,913	負債合計	7,693,925
投資その他の資産	2,036,895	(純資産の部)	
投資有価証券	220,252	株主資本	7,157,133
関係会社株	1,618,992	資本金	2,019,800
長期前払費用	15,385	資本剰余金	2,016,611
差入保証金	17,734	資本準備金	505,000
前払年金費	155,085	その他資本剰余金	1,511,611
その他の	9,445	利益剰余金	3,212,153
資産合計	15,177,292	その他利益剰余金	3,212,153
		繰越利益剰余金	3,212,153
		自己株式	△91,431
		評価・換算差額等	326,233
		その他有価証券評価差額金	326,233
		純資産合計	7,483,367
		負債・純資産合計	15,177,292

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

単位：千円 (単位未満切捨)

科 目	金 額
売 上 高	11,375,612
売 上 原 価	9,182,944
売 上 総 利 益	2,192,667
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,897,978
営 業 利 益	294,689
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1
受 取 配 当 金	16,777
受 取 賃 貸 料	20,946
工 業 所 有 権 実 施 許 諾 料	4,763
物 品 売 却 益	10,919
雑 収 入	19,325
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	14,000
賃 貸 費 用	6,334
雑 損 失	654
経 常 利 益	346,433
特 別 利 益	
補 助 金 収 入	11,460
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	907
固 定 資 産 圧 縮 損	11,460
税 引 前 当 期 純 利 益	345,526
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	107,328
法 人 税 等 調 整 額	△5,041
当 期 純 利 益	243,238

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

日本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	田	明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	田	哲也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本興業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

日本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	田	明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	田	哲也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本興業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月8日

日本興業株式会社 監査役会

常勤監査役 川 人 秀 昭 ㊟

社外監査役 稲 葉 佳 正 ㊟

社外監査役 谷 真 澄 ㊟

株 主 総 会 参 考 書 類

第1号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、経営体制のさらなる強化のため1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位
1	た だ あや お 多 田 綾 夫	代表取締役会長 兼社長 再 任
2	やま ぐち よし み 山 口 芳 美	取締役 常務執行役員 再 任
3	しら き わたる 白 木 渡	取締役 独立社外取締役候補者 再 任
4	きく ち とも ゆき 菊 池 友 幸	取締役 社外取締役候補者 再 任
5	のり まつ とも なり 乗 松 伴 成	取締役 執行役員 再 任
6	く ぼ あつし 久 保 淳	取締役 執行役員 再 任
7	いち じょう がく 一 條 岳	取締役 執行役員 再 任
8	かね こ ひろ あき 金 子 弘 朗	取締役 執行役員 再 任
9	やま だ まさ ひろ 山 田 雅 宏	執行役員 新 任

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
1	た だ あや お 多 田 綾 夫 (1949年10月29日生)	1968年 4 月 当社入社 1991年 2 月 当社取締役就任 2003年 6 月 当社取締役常務執行役員就任 2007年 4 月 当社事業本部長 2013年 6 月 当社常務取締役執行役員就任 2014年 6 月 当社代表取締役社長、社長執行役員就任 2019年 6 月 当社代表取締役会長就任 2020年 7 月 当社代表取締役会長兼社長就任 現在に至る	16,056株
<p>【取締役候補者とした理由】 多田綾夫氏は、当社事業全般に係る深い知識と経験を有しているとともに、当社および当社グループ会社の代表取締役としての職務を通じて、当社グループ経営全般に係る豊富な経験と知見を有していることから、当社グループのさらなる企業価値向上を図るため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
2	やま ぐち よし み 山 口 芳 美 (1957年 5 月12日生)	1983年 4 月 当社入社 2001年 5 月 当社総務部長 2004年 6 月 当社秘書室長 2007年 6 月 当社執行役員就任、総務部長 2012年 4 月 当社執行役員管理部長兼総務担当部長 2012年 6 月 当社取締役執行役員就任 2012年11月 当社管理部長兼総務担当部長兼 業務管理担当部長 2015年 4 月 当社総務人事部長委嘱、現在に至る 2019年 6 月 当社管理部門管掌委嘱、現在に至る 2020年 6 月 当社取締役常務執行役員就任、現在に至る	6,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 山口芳美氏は、当社において総務・人事を始めとする管理業務全般ならびにコーポレート・ガバナンスに係る豊富な経験と知見を有していることから、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たし、さらなる企業価値向上に貢献することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	しら き わたる 白 木 渡 (1949年4月21日生)	1981年11月 鳥取大学工学部助教授 1998年4月 香川大学工学部教授 2012年10月 四国防災共同教育センター長就任 2015年3月 香川大学名誉教授 2016年4月 香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携 推進機構副機構長、危機管理先端教育研究 センター長就任 2017年10月 香川大学副学長就任 2018年4月 香川大学地域・産学官連携戦略室室長就任 2020年6月 当社取締役就任、現在に至る (重要な兼職の状況) 国立大学法人香川大学委嘱講師	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>白木渡氏は、長年にわたり大学教授の要職にあり、都市計画や防災、危機管理などを専門分野として、産学官プロジェクトや地域貢献活動にも幅広く取り組まれていることから、専門分野に係る豊富な経験に基づき当社経営について有益な意見や助言をいただいております。また、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏には今後も、専門分野における幅広い知見を生かし、経営全般に係る危機管理の観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	きく ち とも ゆき 菊池友幸 (1967年2月13日生)	1990年4月 積水樹脂株式会社入社 2008年7月 同社経営企画室長 2011年4月 同社経理部長 2014年4月 同社執行役員就任 2020年6月 当社取締役就任 2021年6月 積水樹脂株式会社取締役就任 2023年4月 同社第二事業本部長兼住建事業部長兼 コーポレート統括本部アドバイザー 2023年6月 同社取締役就任 当社取締役就任、現在に至る 2024年4月 積水樹脂株式会社取締役兼常務執行役員 就任、財務・IR担当兼コーポレート 戦略本部長、現在に至る (重要な兼職の状況) 積水樹脂株式会社 取締役兼常務執行役員 財務・IR担当兼コーポレート戦略本部長 積水樹脂アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長	200株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>菊池友幸氏は、積水樹脂株式会社において経理部長や経営企画部長などを歴任され、現在、積水樹脂株式会社の取締役兼常務執行役員の要職にあることから、財務会計や経営管理に係る豊富な経験に基づき当社経営について有益な意見や助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏には、積水樹脂株式会社における経験を生かし、経営管理についての専門的な観点から取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外取締役）であったことがあります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	のり まつ とも なり 乗松伴成 (1960年1月5日生)	1990年2月 当社入社 2008年4月 当社中国支店長 2008年6月 当社執行役員就任 2009年4月 当社西日本支店長 2011年10月 当社営業本部営業推進担当部長 2014年6月 当社土木資材事業部事業部長 2020年4月 当社土木・景観事業本部長兼 土木資材事業部事業部長 2021年4月 当社土木・景観事業本部長兼 景観資材事業部事業部長 2021年6月 当社取締役執行役員就任、現在に至る 2023年4月 当社事業本部長兼景観資材事業部事業部長 2024年4月 当社事業本部長委嘱、現在に至る	2,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 乗松伴成氏は、当社の支店長や事業本部長を歴任し、事業統括ならびに管理全般に係る豊富な知識と経験を生かすことで、取締役として、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
6	く ば あつし 久保淳 (1961年5月7日生)	1989年11月 当社入社 2005年11月 当社総務部総務担当部長 2006年10月 東播商事株式会社出向、経理部長 2011年7月 当社監査室長 2014年6月 当社執行役員就任、経営管理部長 2019年6月 当社取締役執行役員就任、現在に至る 当社経理財務部長兼経営管理部長 2021年10月 当社経営管理部長兼DX推進管掌委嘱 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社サンキャリア代表取締役社長	4,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 久保淳氏は、当社グループにおいて経理・財務全般および経営管理に係る豊富な知識と経験を有していることから、取締役として、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	いち じょう がく 一 條 岳 (1957年6月19日生)	1980年4月 株式会社オオバ入社 2007年6月 同社大阪支店まちづくり部部长 2014年6月 同社執行役員就任、大阪支店長 2016年6月 同社上席執行役員就任、東京支店長 2022年6月 当社顧問 2023年1月 当社執行役員就任 2023年4月 当社事業本部副本部長兼事業戦略室長 2023年6月 当社取締役執行役員就任、現在に至る 2024年4月 当社市場開拓部長委嘱、現在に至る	200株
<p>【取締役候補者とした理由】 一 條 岳氏は、株式会社オオバで上席執行役員や支店長を歴任され、当社においても事業戦略や市場開拓に係る豊富な知識と経験を生かすことで、取締役として、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
8	かね こ ひろ あき 金 子 弘 朗 (1965年7月11日生)	1986年4月 当社入社 2012年10月 当社西日本支店長 2014年6月 当社執行役員就任、 西日本支店長兼営業推進部長 2015年4月 当社近畿・中部支店長兼営業推進部長 2022年4月 当社東日本支店長兼営業推進部長 2022年6月 当社取締役執行役員就任、現在に至る 2023年4月 当社東日本支店長兼北関東営業所長 2024年4月 当社東日本支店長兼営業推進部長委嘱 現在に至る	1,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 金子弘朗氏は、当社の支店長を歴任し、営業管理に係る豊富な知識と経験を生かすことで、取締役として、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	やま だ まさ ひろ 山 田 雅 宏 (1964年1月14日生) (新任)	1991年3月 当社入社 2014年6月 当社開発部長、現在に至る 2016年6月 当社執行役員就任、現在に至る	1,300株
	【取締役候補者とした理由】 山田雅宏氏は、当社に入社以来一貫して開発業務に携わり、製品開発を始めマーケティングや生産管理に係る豊富な知識と経験を有していることから、取締役として、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると考え、新たに選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 白木渡氏ならびに菊池友幸氏は、社外取締役候補者であります。
3. 白木渡氏および菊池友幸氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、白木渡氏が4年、菊池友幸氏が1年となります。
4. 当社は、白木渡氏および菊池友幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の4.(2)⑤「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 白木渡氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役稲葉佳正氏が辞任されます。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
さ さ き かつ よし 佐々木 克嘉 (1967年9月2日生) (新任)	1991年4月 積水樹脂株式会社入社 2010年10月 同社土浦つくば工場長 2016年4月 同社執行役員就任 2017年6月 同社滋賀工場長 2019年6月 同社取締役就任、現在に至る 2021年4月 同社常務執行役員就任、現在に至る 2021年10月 同社技術開発・生産部門管掌 兼テクノセンター長兼技術研究所長 2023年6月 同社サステナビリティ推進担当 兼安全・品質・環境担当兼購買担当 2024年4月 同社サステナビリティ推進担当 現在に至る (2024年6月 同社常勤監査役就任予定) (重要な兼職の状況) 積水樹脂株式会社 取締役兼常務執行役員 サステナビリティ推進担当	一株
【社外監査役候補者とした理由】 佐々木克嘉氏は、積水樹脂株式会社において工場長や生産部門管掌などを歴任され、現在は積水樹脂株式会社の取締役兼常務執行役員の要職にあることから、生産技術・管理やサステナビリティ全般に係る豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社グループの経営執行などの適法性について客観的・中立的な監査を遂行できるものと考え、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 佐々木克嘉氏は、社外監査役候補者であります。

3. 当社は、佐々木克嘉氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定にしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の4. (2) ⑤「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。佐々木克嘉氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

第1号議案「取締役9名選任の件」および第2号議案「監査役1名選任の件」が承認可決された場合の取締役会および監査役会の構成ならびに各役員が有する知見・経験・能力は、以下のとおりとなります。

氏名	地位および担当	特に期待する知見・経験・能力						
		企業経営	事業戦略 営業 マーケティング	製造 技術 研究開発	環境・社会 サステナビリティ	財務・会計	人事・労務 人材開発	コンプライアンス リスク管理
多田 綾夫	代表取締役 会長	○	○	○	○		○	○
山口 芳美	代表取締役 社長 社長執行役員	○			○		○	○
白木 渡	独立 社外取締役				○			○
菊池 友幸	社外取締役	○	○			○	○	○
乗松 伴成	取締役 常務執行役員		○	○				
久保 淳	取締役 執行役員	○	○			○		
一條 岳	取締役 執行役員		○					
金子 弘朗	取締役 執行役員		○					
山田 雅宏	取締役 執行役員			○	○			
川人 秀昭	常勤監査役		○			○		○
佐々木克嘉	社外監査役			○	○			
谷 真澄	独立 社外監査役					○		○

(注) 上記一覧表は、各役員に特に期待する知見・経験・能力を示したものであり、各役員の有するすべての知見を表すものではありません。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第42期定時株主総会において年額150,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することといたしたく存じます。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額15,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、本株主総会で第1号議案が原案どおり承認可決されますと、9名（うち社外取締役2名）となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に對して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に對して発行又は処分する普通株式の総数は年12,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に對して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役等に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てるのが相当である理由

当社は2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告の4.(2)③「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額15,000千円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年12,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.39%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の執行役員および従業員に対しても上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

以 上

会場ご案内図

香川県さぬき市志度4614番地13

日本興業株式会社 本社 R&Dプラザ「ギャラリウム」



【交通アクセス】

- JR高松駅より高徳線「志度駅」下車、クルマで5分。
- 高松自動車道「志度IC」よりすぐ。
- 高松空港より、クルマで50分。